

## 西和消防署高圧ガス製造設備定期自主検査（非開放検査）業務委託仕様書

### 1 目的

本件仕様書は、奈良県広域消防組合西和消防署（以下「発注者」という。）に設置する定置式圧縮空気充填装置について、高圧ガス保安法（昭和 26 年法律第 204 号）第 35 条の 2 の規定に基づく定期自主検査を実施し、当該設備の機能及び安全性を確認するとともに、設備の適正な維持管理及び保安の確保を図ることを目的とする。

### 2 履行場所

奈良県北葛城郡王寺町王寺 1 丁目 1 番 3 号  
奈良県広域消防組合西和消防署 1 階

### 3 履行期限

令和 8 年 11 月 30 日

### 4 検査設備及び数量

東亜潜水機株式会社製 Y S - 55 A 定置式圧縮空気充填装置 1 台

### 5 業務内容

- (1) 受注者は、高圧ガス保安法第 35 条の 2 の規定及び関係法令に定める基準を遵守し、所定の試験又は点検を行うこと
- (2) 受注者は、本設備を正常に保ち、不測の事故及び故障を未然に防ぐように万全を期すること。
- (3) 点検項目は、機器の製造会社の定める点検記録表に従って実施し、必要に応じて調整や定期交換部品の交換を実施すること。

### 5 検査項目内訳

| 検査項目         | 検査内容・方法               |
|--------------|-----------------------|
| (1) 圧縮機・清浄機  |                       |
| 各段圧力         | 下記圧力計検査に合格した圧力計により確認  |
| 潤滑油の状態       | 目視による                 |
| 振動の有無        | 目視による                 |
| 異常音の有無       | 聴覚による                 |
| 過熱部の有無       | 接触による                 |
| 打痕、変形、錆の有無   | 目視による                 |
| 冷却水流通状態      | 排水部の水量確認              |
| ドレン弁類の機能     | 開閉による確認               |
| 駆動用 V ベルトの状態 | 接触・目視による              |
| 清浄剤の状態       | 内部点検（清浄剤交換、内部洗浄）      |
| 臭気の有無        | 複数人での嗅覚による            |
| 気密検査         | 最高使用圧力にて、石鹼水などを使用して確認 |
| (2) 配管・弁     |                       |
| 打痕、変形、錆の有無   | 目視による                 |
| 弁類の機能        | 開閉による                 |
| 気密検査         | 最高使用圧力にて、石鹼水などを使用して確認 |
| (3) 制御装置     |                       |
| 圧力スイッチ       | 設定圧力と作動圧力に差がないことを確認   |
| 自動給水装置       | 水圧・水量を増減して作動確認        |
| 温度停止装置       | 設定温度と作動温度に差がないことを確認   |

|            |                         |
|------------|-------------------------|
| 電磁開閉器類     | 作動確認                    |
| (4) 気蓄器    |                         |
| 気蓄用高圧容器の状態 | 容器再検査の確認                |
| 設置状態       | 目視による                   |
| (5) その他    |                         |
| 圧力計        | 基準重錘型圧力計による             |
| 安全弁        | 設定圧力と作動圧力に差がないことを確認     |
| 消耗品        | 消耗品交換（別紙「消耗品交換品一覧」を参照。） |

## 6 業務完了

受注者は、この仕様書に基づく点検の実施に際し、事前に発注者の承認を受けた上で実施するものとする。また、業務完了後には、高圧ガス保安法等の規定に基づく所定の事項を記載した「定期自主検査記録表」を発注者に提出すること。必要書類の提出及び発注者による検査を受け合格したことをもって業務の完了とする。

## 7 支払い条件

業務完了後、受注者の適法な請求を受理した日から 30 日以内に発注者が受注者の指定する口座へ振り込むこととする。

## 8 保障

受注者は、本業務の完了後、引き渡された成果物又は本設備の点検・整備作業に起因する不具合について、原則として1年間、その責任を負うものとする。

## 9 見積単位及び落札者決定の方法等

- (1) 業務実施に係る費用は消費税を含まない金額を記載した見積書を提出すること。
- (2) 見積金額には、本業務にかかる費用（定期交換部品代、検査作業に必要な消耗品等）を含めるものとする。

## 10 その他

- (1) 定期自主検査時に不良箇所が発見された場合は、直ちに発注者に報告するとともに、修繕方法及び費用等は協議のうえ決定するものとする。
- (2) 受注者は、当該業務の完了後1年以内に当該業務に係る交換部品等の不良による故障が発生した場合は、無償にて修理又は交換を行うこと。また、構造或いは製作に関わる技術に起因する不備欠陥については保証期間後においても無償にて交換又は修理を行うこと。ただし、メーカー保証のあるものは除く。
- (3) 点検の実施においては、安全確保に従事すること。
- (4) 受注者は、事前に発注者と日程調整を行い、高圧ガス製造設備の使用停止期間を2日以内とすること。
- (5) 本仕様書に記載されていない事項及び疑義が生じた場合は、発注者と受注者が協議し決定するものとする。

消耗品交換一覧

| 交換部品             | 数量  |
|------------------|-----|
| サクションストレーナーフィルター | 1 個 |
| 活性炭              | 1 式 |
| フェルトセット          | 1 式 |
| 0.6L用ストレーナーOリング  | 1 個 |
| コンプレッサーオイル       | 1 式 |
| 充填バルブOリング        | 4 個 |